

地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令（平成二十八年総務省令第七号） 新旧対照表

目次

- 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）…………… 1
- 自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）…………… 3

○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

（傍線は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）			
法令名 （略）	条項 （略）	法令名 （略）	条項 （略）
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）</p>	<p>第十一条第一項及び第二十八条第一項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号） 第十一條第一項及び第二十八條第一項</p>	<p>第十一條第一項及び第二十八條第一項</p>
地方自治法第二百五	第六條第一項及び第十二條	（新設）	（新設）

十五條の五第一項の  
規定による自治紛争  
処理委員の審理等の  
手続に関する省令（  
平成二十八年総務省  
令第七号）

○ 自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）

（傍線は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 自治紛争処理委員（第二条―第四条）</p> <p>第三章 都道府県又は都道府県の機関が当事者となる普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停</p> <p>第一節 調停の手続（第五条―第七条）</p> <p>第二節 当事者が調停に出席する場合の手続（第八条・第九条）</p> <p>第三節 情報の収集（第十条―第十二条）</p> <p>第四節 自治紛争処理委員の合議（第十三条）</p> <p>第四章 都道府県の関与に関する審査の申出があつた場合の審査</p> <p>第一節 審査の手続（第十四条―第二十一条）</p> <p>第二節 当事者等が審査に出席する場合の手続（第二十二条―第二十五条）</p> <p>第三節 証拠調べ（第二十六条―第三十九条）</p> <p>第四節 審査の申出の取下げ（第四十条）</p>	<p style="text-align: center;">省令</p> <p style="text-align: center;">自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令</p> <p style="text-align: center;">（目次なし）</p>

第五節 自治紛争処理委員の合議（第四十一条）

第五章 都道府県が当事者となる連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間の紛争に係る処理方針の提示

第一節 処理方針の提示の手續（第四十二条―第四十四条）

第二節 当事者が処理方針を定めるための審議に出席する場合の手續（第四十五条・第四十六条）

第三節 情報の収集（第四十七条・第四十八条）

第四節 自治紛争処理委員の合議（第四十九条）

第六章 電子情報処理組織による提出等の手續等（第五十条―第五十二条）

附則

（審査の期日及び場所）

第十八条 （略）

2、4 （略）

（審査の期日及び場所）

第十八条 自治紛争処理委員の審査の期日及び場所は、代表自治紛争処理委員がこれを定める。

2 自治紛争処理委員は、審査の申出を行った市町村長その他の市町村の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁（以下「当事者」という。

）に出席を求める場合には、自治紛争処理委員の審査の期日及び場所並びに出席を求める旨を記載した通知書を送付しなければならない。

3 代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、自治紛争処理委員の審査の期日及び場所を変更することができる。

4 前項の場合において、当事者の出席する予定がないときを除き、自治紛争処理委員は、その審査の期日及び場所を、当該当事者に通知しなけ

ればならない。

(関係行政機関の参加)

第十九条 (略)

2 (略)

3 自治紛争処理委員が法第二百五十一条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十条の十五第一項の規定に基づき関係行政機関を職権で審査手続に参加させる場合には、前項の規定を準用する。

4 前条第二項及び第四項の規定は、参加行政機関について準用する。

(証拠調べの申立て)

第二十六条 (略)

(書類その他の物件の提出要求等の申立て)

第三十三条 当事者等が、法第二百五十一条の三第五項から第七項までに

(関係行政機関の参加)

第十九条 法第二百五十一条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十条の十五第一項に規定する当事者又は関係行政機関による関係行政機関の審査手続への参加の申立ては、参加理由を記載した書面をもつて行うものとする。

2 自治紛争処理委員は、前項の申立てにより関係行政機関の参加を認めるときは、その旨を当事者、当該関係行政機関及び法第二百五十一条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十条の十六第一項に規定する参加行政機関に通知しなければならない。

3 自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十条の十五第一項の規定に基づき、関係行政機関を職権で審査手続に参加させる場合には、前項の規定を準用する。

4 前条第二項及び第四項の規定は、関係行政機関について準用する。

(証拠調べの申立て)

第二十六条 法第二百五十一条の三第五項から第七項までにおいて準用する法第二百五十条の十六第一項に規定する証拠調べの申立ては文書で行わなければならない。

(書類その他の物件の提出の申立て)

第三十三条 当事者等が、法第二百五十一条の三第五項から第七項までに

において準用する法第二百五十条の十六第一項第二号に規定する書類その他の物件の提出要求及び留置の申立てを行うときは、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

一〜三 (略)

において準用する法第二百五十条の十六第一項第二号に規定する書類その他の物件の提出の申立てを行うときは、文書又は口頭により、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

- 一 書類その他の物件の表示
- 二 書類その他の物件の所在及び所持人
- 三 証明しようとする事実